外国為替令　別表　項目別対比表（該非判定用）

技術内容：

©CISTEC

2014.9.15　　（　1／1　）

３－（１）・（２）	判定欄	注釈	記入欄
	該　当○ 非該当× 対象外－		
（１）輸出貿易管理令別表第１の３の項（１）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術	【　】		（省令第２条第１項　　号　） 貨物名（　　）
（２）輸出貿易管理令別表第１の３の項（２）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの ［省令］第１５条の２ 外為令別表の３の項（２）の経済産業省令で定める技術は、第２条第２項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。	【　】		（省令第２条第２項　　号　） 貨物名（　　）

判定結果	□該当　　□非該当

該当項番
①　外為令別表の項番[　　]
②　貨物等省令の条項号等の番号等
[　　]
[　　]

作成責任者：（作成年月日：　　年　　月　　日）

会　社　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属・役職 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(ﾌﾘｶﾞﾅ)
氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

電　　話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿